

## 後見制度において利用する「後見支援預金」のご案内

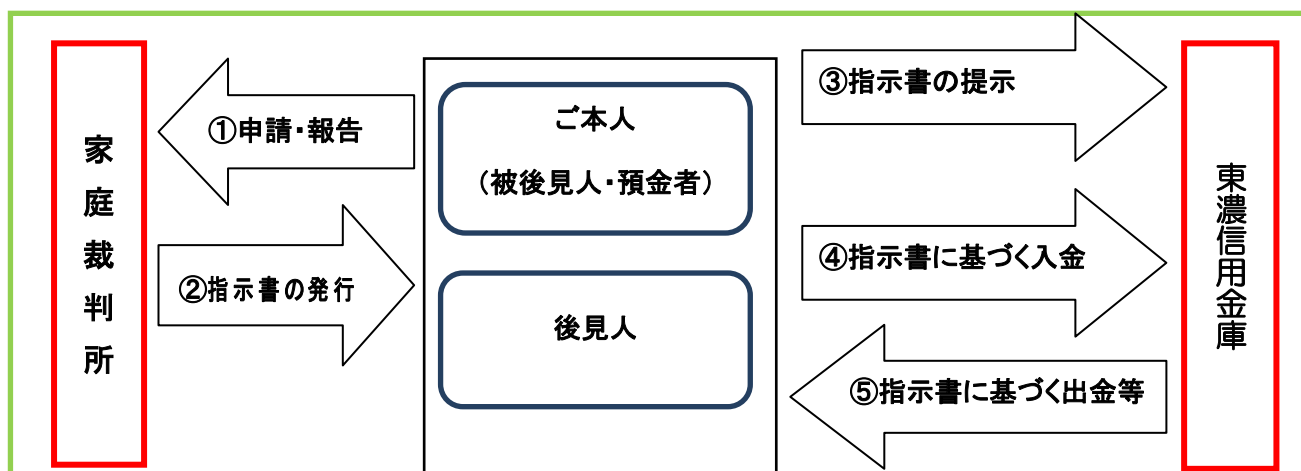
～ 後見支援預金は、ご本人さまの大切なご預金を安全に管理するための制度です ～

東濃信用金庫

### Q 「後見支援預金」とはどのようなものですか。

A 被後見人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を後見人が管理し、通常使用しない金銭を「後見支援預金」として別の口座で管理する仕組みです。通常の預金と異なり、後見支援預金の口座開設および入出金等の取引には、家庭裁判所が発行する「指示書」が必要です。

#### 【後見支援預金 イメージ図】



※お取引の際は、「指示書」およびお届けの印鑑および通帳（口座開設後）をご持参ください

#### 【成年後見制度手続きの流れ イメージ図】

##### 1. 家庭裁判所への申し立て

↓ 必要書類を家庭裁判所へ提出(申立書、申立事情説明書、戸籍謄本等、定型診断書等)

##### 2. 家庭裁判所の調査官による事実の調査

↓ 申立人、本人、成年後見人(保佐人、補助人)候補者が家庭裁判所に呼ばれ事情を聞かれます。

##### 3. 精神鑑定

↓ 医師による精神鑑定(補助の場合は不要)

##### 4. 審判

↓ 申立書に記載した成年後見人(保佐人、補助人)候補者がそのまま選任されることが多いですが、場合によっては家庭裁判所の判断によって弁護士等が選任されることもあります。

##### 5. 審判の告知と通知(審判確定)

↓ 家庭裁判所から審判所謄本をもらいます。

##### 6. 法定後見開始 ※東京法務局にその旨が登記されます。

↓ 登記事項証明書の発行

##### 家庭裁判所へ後見支援預金利用の申請

※保佐、補助の場合は、財産管理に関する代理権がある場合のみ利用可能となります。

**Q 「後見支援預金」の作成手順を教えてください。**

A 後見人\*1が管理する日常的な支払いをするのに必要十分な金額以上の預金（一般的に50万円～3,000万円程度以上）があり、「後見支援預金」を作成した方が良いと後見人が判断した場合、後見人は家庭裁判所にその旨を申し出ていただき、家庭裁判所が申し立てに対し承認した場合に「指示書」が発行されます。家庭裁判所が発行した「指示書」を東濃信用金庫に持参していただき「後見支援預金」の口座開設手続きを行っていただき、その通帳の写しを裁判所に提出します。

なお、後見人が管理するのに必要な金額以上の預金がある場合、別途、家庭裁判所において専門職（弁護士等）後見人が選任されることもあります。この場合、「後見支援預金」を作成した方が良いかどうかはその専門職後見人が判断し、一般的に「後見支援預金」手続き終了後に辞任します。

\*1：「親族」が後見人になることが必要とされています。

**Q 後見人が自由に「後見支援預金」を払戻しすることはできますか。**

A 預け入れる場合も、払戻しする場合も家庭裁判所の指示書が必要となります。後見人が管理している日常的な支払いに使用する口座が資金不足等となる場合、家庭裁判所に申し出ていただき、後見支援預金からの払戻しの指示書が発行していただく必要があります。

また、後見人が管理している口座の残高が増加し、「後見支援預金」に追加で預け入れる場合も、家庭裁判所に申し出て追加預入の指示書が発行していただく必要があります。

**Q 誤って指示書なく後見支援預金に預け入れた場合、入金の訂正はできますか。**

A 指示書なく誤って入金した場合でも、払戻しまたは訂正をする際は家庭裁判所の指示書が必要です。

**Q 本人の毎月の定期的収支は赤字なので、後見人の管理する預金はすぐに不足することが予想されるのですが。**

A そのような場合には、家庭裁判所へその旨申し出をしていただくことで、指示書に従い、定期的かつ自動的に必要金額を「後見支援預金」から後見人が管理する別の預金口座に送金することができます。

また、本人の定期的な収支が変動した場合は、家庭裁判所に変更する理由を記載した報告書（書式は裁判所にあります）を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所は報告書の内容に問題がないと判断すれば申出に基づいて定期送金額変更の指示書が発行されますので、送金額の変更手続きを行ってください。

**Q 「後見支援預金」はいくらから預入できるのでしょうか**

A 金額は自由です。例えば本人の預金残高が300万円、かつ毎月の収支が黒字の場合で、後見人の手元には100万円あれば十分と考えた場合には、残額の200万円を「後見支援預金」に預入することで後見人の管理負担を軽くすることができます。

**Q 同じような制度の後見制度支援信託とはどこが違うのでしょうか。**

A 主な違いは次の3つです。

- ①後見制度支援信託では最初に専門職（弁護士等）後見人の方が制度の利用可否を検討し、家庭裁判所の指示を受けて信託銀行で信託契約を結びますが、「後見支援預金」では専門職後見人が選任されるかどうかは家庭裁判所が判断します。このため、当初から親族後見人だけで手続きが進められることもあります。
- ②後見制度支援信託では最低預入単位が定められている信託銀行もありますが、後見支援預金は最低預入の制限がありません。従ってどなたでも利用し易くなっています。
- ③後見支援信託では信託報酬が発生しますが、後見支援預金では発生しません。また、専門職後見人が選任されない場合は、選任に係る費用も発生しません。

**Q 「後見支援預金」の金利はどのようになりますか。**

A 「後見支援預金」は普通預金ですので、普通預金の店頭表示金利を付利させていただきます。なお、決済性預金へ切換えられた場合は、無利息となります。

**Q 預金保険の対象となりますか。**

A 「後見支援預金」も預金保険の対象となり、被後見人が東濃信用金庫に預入されている他の預金と合算して1,000万円とその利息が保護されます。  
なお、決済性預金へ切換えられた場合は、後見支援預金の全額が保護の対象となります。

**Q 「後見支援預金」を利用しても家庭裁判所の後見監督はありますか。**

A 「後見支援預金」を利用している場合でも、家庭裁判所は毎年定期的に後見報告をお願いしています。従って後見等事務報告書の提出時、「後見支援預金」を含む通帳のコピーも添付してください。また、収支一覧表の作成や、領収書などを保管するとともに、ご本人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしておいてください。

以上

[※商品概要はこちらから](#)